

平成30年7月

事業者の皆様へ

南伊勢町上下水道課

工事現場における安全対策の取り組み強化について（協力依頼） 水道管破損事故防止について

日頃より本町の水道行政に関して深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、建設現場における災害防止対策については、施工業者はもとより発注者も一丸となって取り組んでいるところであります。

しかし、最近「建設機械による水道管への破損・切断事故」が多発している状況にあります。中には、工事着手前の事前調査や防護措置等によって、未然に防止することができたものが見受けられております。

水道管破損・切断事故により長時間断水や水道水の濁りの原因となり地域住民に多大な影響がでます。また、修繕に係る費用も膨大となる可能性があります。皆様におかれましては、上記事情を鑑み、下記事項にご留意の上、ご協力をお願いします。

記

- ・工事場所や敷地内における解体工事の場合の水道施設埋設状況を調査してください。
- ・水道施設に影響を与えることが予想される場合には上下水道課に連絡をしてください。また、必要に応じ立会いを行います。
- ・水道施設付近は、掘削機等は使用せず手掘りで行ってください。
- ・不明な管等の確認は、上下水道課及びその他の企業の立会いの上行ってください。
- ・万が一、水道管を破損した場合、早急に南伊勢町上下水道課へ連絡し指示を受けてください。
- ・二次被害の恐れがありますので破損した周辺の止水栓（バルブ）を不用意に操作しないでください。
- ・安全管理の措置が不適切で公衆に損害を生じた場合、南伊勢町建設工事等資格（指名）停止措置要領（平成22年1月1日 告示第2号）に基づき必要な措置を講じます。

連絡先 南伊勢町上下水道課 0596-77-0010



工事施行上の注意

平成30年7月

工事施行に当たっては、下記事項を十分把握するようお願いします。

1 工事計画時に上下水道課水道係で工事場所の水道施設埋設状況を調査してください。

2 工事施工に先立ち、事前協議及び配管図照合を十分行ってください。

図面に記載されていない水道管が埋設されていたり、埋設後に道路の形態が変わり水道施設が移設されている場合がありますので、事前に試験掘等を行い、水道施設の位置を確認してから施工してください。

3 水道施設に影響を与えることが予想される場合には上下水道課に連絡をしてください。また、必要に応じ立会いを行いますので日時、場所、内容、連絡先、担当者等必要事項を事前に連絡してください。

なお、土・日・祝祭日は原則として立会いを実施しておりませんので、事前に打合せをお願いします。

4 掘削機等を使用する場合は、刃先誘導等を行ってください。

水道施設付近は、掘削機等は使用せず手掘りで行ってください。

異形管部や異形管背面付近は、原則手掘りしてください。なお、水道管は有圧管であり、土圧を開放すると、漏水事故（継手の抜け出し）を起こす恐れがあります。

5 水道管防護について上下水道課水道係と事前に防護方法について詳細協議を行ってください。

露出した水道管に足をかけたり、乗ったりしないでください。

試験掘等を行う際は、水道管の塗覆装、その他の施設等に損傷を与える危険があるので十分注意してください。

6 ボーリング、杭打、電柱等建立の作業に当たって事前に協議または試験掘等を行い、水道施設の位置を確認してください。

事前協議内容に基づき施工してください。協議内容と異なる状況となった場合は、再協議してください。

7 作業中、水道施設からのものと思われる漏水を発見した場合、万が一、水道施設を損傷した場合、至急上下水道課へ連絡してください。

また、安易に止水栓（バルブ）を操作しないでください。

8 不明な管等の確認は、上下水道課及びその他の企業の立会いの上行ってください。その他水道施設に関して不明な点がある場合は、その都度上下水道課と協議を行い、事故防止対策を講じてください。

水道管・下水管工事の破損防止

道路・敷地内で工事をされるみなさまへ

水道管・下水管の破損防止にご協力をお願いします。

埋設されている水道管・下水管付近では作業される場合は、事故を防止するため、作業を行う前に打合せを行い、配管図を基に事前調査をお願いいたします。



工事についての照会は

〒516-1492 三重県度会郡南伊勢町神前浦 15
南伊勢町上下水道課 電話 0596-77-0010